



国土交通省

東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

平成30年6月20日
国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

男鹿市の一般貸切旅客自動車運送事業者に 対し輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年8月31日に東北運輸局秋田運輸支局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年6月20日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：秋田観光バス株式会社 代表取締役 木村 英敬
(法人番号：4410001004038)
秋田県男鹿市船川港比詰字大巻76-4
営業所：秋田営業所
秋田県秋田市河辺和田字下石川177番地3
3. 行政処分等年月日
平成30年6月11日
4. 行政処分等の概要
 - ①事業用自動車の使用停止処分
平成30年6月20日から平成30年7月2日まで（4両×13日間停止）
平成30年6月20日から平成30年7月1日まで（4両×12日間停止）
 - ②文書警告
5. 違反の概要
(裏面に続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門

担当：竹林、保坂

TEL：018-863-5813

5. 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 届出を行った旅客の運賃及び料金の収受を適切に行っていなかった。
(道路運送法第9条の2第1項)
 2. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・乗務の中間の点呼を実施していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第3項)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
- ・運送引受書の記載を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)
 - ・点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)